各 位

広島県福山市曙町一丁目12番15号株 式 会 社 エ フ ピ コ 代表取締役社長 小 松 安 弘 (コード番号 7947) (東証第二部・大証第二部) 問合せ先: 取締役総務人事本部長 東 岡 健

T E L (084) 953 - 1145

子会社の異動ならびに中国パール販売(株)及びパックドール(株)の更生計画案について当社は、当社代表取締役小松安弘が更生管財人として再建途中の中国パール販売株式会社ならびに同社の完全子会社であるパックドール株式会社の2社につき、当社の完全子会社とすることを内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(これら2社の更生計画案については、別紙をご参照下さい。)なお、同時に当社役員のこれら2社への役員就任予定についても内定しておりますので、この状況につきましては、別紙の更生計画案の概要をご参照下さい。

1.異動の理由

記

2社の更生にあたり、現下の厳しい業界環境において更生計画を履行するには、エフピコの子会社となり、グループ会社としてシナジー効果を発揮することが最良と判断いたしました。

2.異動の方法

2社とも100%の減資・1億円の増資を実施し、全額をエフピコが引き受けます。

3.異動する子会社の概要(本日時点)

中国パール販売株式会社

(1)事業内容 プラスチック製食品容器の製造販売及び付帯業務

(2)本店所在地東京都千代田区 (3)設立年月日昭和48年10月2日

(4)資本金 40百万円

(5)売上高 36,392百万円(更生中により平成12年8月期)

(6)会社更生法申請日 平成14年1月24日

パックドール株式会社

(1)事業内容 プラスチック製食品容器の製造販売及び付帯業務

 (2)本店所在地
 東京都千代田区

 (3)設立年月日
 昭和62年3月5日

(4)資本金 10百万円

(5)売上高 9,165百万円(更生中により平成13年2月期)

(6)会社更生法申請日 平成14年1月24日

4.異動の日程

平成15年1月末の更生計画認可決定後、同年4月末日に子会社となる予定です。

5.今後の見通し

平成15年3月期の連結業績に及ぼす影響はありません。

平成16年3月期の連結業績への影響につきましては、現時点では予測しがたいため、平成15年3月期の決算発表時において盛り込むものとします。

更生計画案の概要

第1 体制

1 平成15年4月末日にエフピコの100%子会社となる。 資本金 両社とも各1億円

2 人事

更生計画に基づく弁済完了までは、引き続き管財人が一切の権限をもつ。 役員については、両社の代表取締役に小松管財人が就任するとともに、中国パール販売の 代表取締役には、住金物産情報システム前社長の赤崎重夫氏も就任する。詳細は次のとおり。

(1)中国パール販売

小松 安弘 代表取締役 中国パール販売・パックドール管財人、 エフピコ代表取締役社長

赤崎 重夫 代表取締役 中国パール販売管財人代理

武林 昌 取締役 中国パール販売顧問

浜野 眞一 取締役 中国パール販売管財人補佐 佐藤 守正 取締役(非常勤) エフピコ代表取締役副社長

萩原 武司 取締役(非常勤) エフピコ専務取締役

山上 俊一 取締役 中国パール販売管理本部長 杉本 光雄 取締役 中国パール販売営業本部長

井上 暉 監査役 エフピコ常勤監査役

(2)パックドール

小松 安弘 代表取締役 中国パール販売パックドール管財人、

エフピコ代表取締役社長

高橋 和男 取締役 パックドール工場長 山口 荻舟 取締役 パックドール工場長代理 佐藤 啓一 取締役 パックドール管理部長代理

坪根 匡泰 取締役(非常勤) エフピコ常務取締役 井上 暉 監査役 エフピコ常勤監査役

3 商号

従前どおり中国パール販売株式会社、パックドール株式会社とする。

- 4 本社
- (1)中国パール販売

東京都豊島区駒込4丁目8番21号(巣鴨本社)におく。

(2)パックドール

山形県寒河江市大字八鍬南626(寒河江工場)におく。

第2 更生債権等の弁済方針

- 1 更生担保権
- (1)巣鴨本社、寒河江工場

存続する。

評価額を7回分割で担保権者に弁済する。

(2)その他の不動産

適宜売却し、売却価額から費用を控除して、担保権者への弁済に充てる。

(3)リース

使用するものについては、物件の評定額を7回分割弁済する。使用しないものは返却済。 未払分を一般更生債権として弁済する。

2 一般更生債権

- (1)中国パール販売
 - 1. 確定債権 合計168件金32,327,278,103円

内訳

元本29,577,646,007円

更生手続開始決定日の前日までの利息損害金2,749,632,096円

2.権利の変更及び弁済方法

権利の変更

利息損害金については、全額免除を受ける。

元本部分については、次の算式により権利の変更を行う。

- i 確定債権額のうち200万円以下の部分 全額を弁済する。
- ii 確定債権額のうち200万円超の部分 75%に相当する金額の免除を受け、25%に相当する金額の免除を受け、25%に相当する金額を弁済する。
- 3.弁済の方法
 - i 第1回は、前記2により算出された合計弁済額に対し、認可決定後1ヶ月内に、20%に相当する額を弁済する。但し、合計弁済額が200万円から1 000万円までの債権者に対しては200万円を、合計弁済額が200万円に満たない債権者に対しては全額を弁済する。
- ii 第2回は、平成16年3月末日を支払日として、合計弁済額の5%に相当する額を弁済する。
- iii 第3回乃至第7回は、平成17年乃至平成21年の各年3月末日を第3回乃至第7回の 各支払日として、それぞれ、合計弁済額の15%に相当する額を弁済する。

(2)パックドール

1.確定債権 合計51件 7,125,383,718円

内訳

元本 6,701,688,757円

更生手続開始決定日の前日までの利息損害金 423.694.961円

2.権利の変更及び弁済方法

権利の変更

利息損害金については、全額免除を受ける。

元本部分については、次のとおり権利の変更を行う。

- i 確定債権額のうち200万円以下の部分 全額を弁済する。
- ii 確定債権額のうち200万円超の部分 97%に相当する金額の免除を受け、3%に相当する金額を弁済する。
- 3.弁済の方法

上記1の全ての債権に対し、認可決定後1ヶ月内に、上記2の基準によって変更された 後の債権額全額を一括して弁済する。

第3 今後のスケジュール(1以外は予定)

1 9月30日 更生計画案提出済

2 11月前後 更生計画案製本・発送

3 11月~12月 債権者説明会

4 15年1月末頃 第2回·第3回関係人集会、認可決定予定

5 15年2月末頃 第1回弁済予定日

6 15年4月末頃 100%減資・増資完了、エフピコの100%子会社となる。